

第5回権利擁護専門部会

1. 日時 平成27年3月11日(水)

午後1時から

2. 場所 本庁舎5階大会議室

3. 出席者

(1) 委員(19名中14名出席)

佐藤委員(部会長) 小川委員(副部会長) 稲阪委員 植野委員 大橋委員
岡本委員 蒲田委員 川村委員 酒井委員 清水委員 長谷川委員 早坂委員
藤尾委員 山田委員

(2) 県

古屋課長 桜井副課長 日暮障害者権利擁護推進室長
手塚副主幹 出口副主幹 渡邊主査 瀬谷主事 青木主事

4. 議題

(1) 報告事項

- ① 第五次千葉県障害者計画
- ② 障害者差別解消法に係るモデル事業
- ③ 平成26年度障害者虐待防止・権利擁護研修の実施結果

(2) 審議事項

- ① 障害者虐待事例集
- ② 平成27年度障害者虐待防止・権利擁護研修

(3) その他

5. 議事における意見及び質疑応答

(1) 報告事項

①第五次千葉県障害者計画

(質問なし)

②障害者差別解消法に係るモデル事業

(植野委員)

障害者差別解消法に関して、各都道府県や政令指定都市に通知をしたとのことだが、広域にまたがる差別事案の場合、地域協議会などで議論するとき、差別を受けた現場がA市にあり、交渉の場がA市外にあるならば、その調整をどう行うか確認したい。

また、労働局や障害福祉課など、関係機関で管轄がまたがっている場合にはどのような調整をとるのか。

(事務局)

基本方針は障害者差別解消法が平成25年6月に公布されるにあたり、具体的な制度の統一した考え方を示すために出されたものである。差別解消地域支援協議会は、県条例でいう調整委員会に近いものになるが、具体的事案について解決を図るものではなく、関係機関が連携して様々な方向性、関係を築いていくものである。地域をまたがる案件については、都道府県単位でできる地域協議会の中で検討する事項になると考える。

その中に国の機関、県の行政機関、民間の事業者団体等の代表などが構成員として参加することが想定されるので、複数の機関にまたがる案件についてもその中で調整が図られると理解している。

(植野委員)

例えば差別事案が千葉で発生し、当事者企業が大阪にあったとしても、連携が取れるということか。

(事務局)

基本的に千葉の案件ならば千葉の地域協議会での検討課題になり、必要に応じ、本社所在地の地域協議会と連携を取るようになるだろう。

(植野委員)

差別対応に係る千葉県の経験を全国に示して頂ければと思う。

(稲阪委員)

資料2-2(3)今後検討すべき課題に、県民に対する有効な啓発・広報の検討(教育機関等を含む)とある。佐倉市では文科省のインクルーシブ教育のモデル事業を行っている

て、昨年の障害者週間にシンポジウムを開いたが、地元の小中高校に対し、このような機会を設定することは非常に難しい。虐待防止法などの授業を小さなころに設けられれば良いと思うが、なかなかうまくいかないで、県レベルでもそのような機会を設け、教育を行ってほしい。

(大橋委員)

今の話については、前回の部会で私からもお願いしたので、ぜひ御検討をお願いしたい。

(藤尾委員)

協議会の設置について、市町村は各地域の実情に合わせるとのことだが、設置に対し働きかけを県から行う予定があるのか。

(事務局)

内閣府から基本方針の通知を受け、県から市町村へ通知を発信している。そのなかで、各市町村に対し前向きに検討してほしい旨の案内をしている。情報を迅速に提供し、働きかけを行う形で取り組んでいきたい。

(藤尾委員)

県と市町村は立場が同列であり、それぞれが設置を行うか行わないか判断することか。

(事務局)

そういうことである。

(部会長)

市町村が地域協議会を作るとき、市町村単位でなく、いくつかの市町村が合同で作ることもできるのか。

(事務局)

一口に市町村といっても、規模が大きく異なる。今の御意見は今後検討しなければならないが、まだ方向としては示されていない。

(部会長)

県の考え方として、この施策の策定に基づき、県条例の修正を行うことは想定していないのか。

(課長)

4月以降、県条例と法律との関係を整理して、必要があれば条例の改正を視野に入れているところである。しかしながら、基本方針が出たばかりであるので、今後の検討課題にさせて頂く。

③平成26年度障害者虐待防止・権利擁護研修の実施結果

(質問なし)

(2)審議事項

①障害者虐待事例集

(藤尾委員)

送付先について、障害者就業・生活支援センターとキャリアセンターが分かれているが、運営法人が同じであるので、キャリアセンターは抜いていいと思う。

事例集のどこまでがデータ化され、どこまでがホームページ上からダウンロードできるのか。簡略化した事例集でいいところと、全文が欲しいところがあると思う。

(事務局)

現段階では資料4-2の配布先に従い、配布を行う。

事例集の配布については、労働局の意見を頂いているところなので、最終案を持って、労働局に調整を図りたいと思う。そのままの形でホームページに掲載できるかはわからないが、調整がつかなければ労働局の意見を反映し、使用者虐待の範囲については省略、もしくは編集を加えることも考えている。

(藤尾委員)

事例集を送った先にだけ、特定の範囲に係る情報がある場合も考えられるのか。

(事務局)

何らかの形でホームページにアップすることは間違いない。

(長谷川委員)

資料1-1で「教育関係者への広報・啓発や連携のあり方について検討をしていく必要がある」と書いていながら、配布先に学校が入っていない。毎年20校程度新たに指定して、福祉教育推進校に指定しているならば、そちらにも配布するといいと思う。

(事務局)

検討する。

(大橋委員)

教育センターは配布先に入っていないのか。

(事務局)

入っていない。虐待防止法で想定しているカテゴリは、養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待であり、それらを基に事例集を作成した。学校での虐待は事例として取り上げていないので、事例集の対象となった虐待種別に関する機関に配布する予定である。

(藤尾委員)

病院や警察も最初に虐待に気付いたり、対応する機関となる可能性がある。

(稲阪委員)

配布先については様々な議論がなされた。配布先が限りなく増えるのもよくないので、例えば行政に配布する際のかがみ文に、地元の教育委員会や医師会などに周知してほしい旨を標記する形でできればよいと思う。

(部会長)

弁護士会は一冊でよいのか。

(蒲田委員)

役員会にこのような冊子が来たら、関連の委員会や支部の委員会に回す。

(長谷川委員)

司法書士会はダウンロードするので、実物は一冊で大丈夫である。

(大橋委員)

障害者虐待防止・権利擁護研修の案内先と相談支援事業所が重複する場合、除いたうえで送付するのか。

(事務局)

重複する部分については、精査し修正した上で配布したい。

(部会長)

サブタイトルについては、事務局にお任せしてよろしいか。

(委員一同)

はい。

②平成 27 年度障害者虐待防止・権利擁護研修

(酒井委員)

研修の予定が大まかに決まった時点で、ある程度内容を郵送していただけると、各法人で研修計画が立てやすい。

また、制度や法律などの基礎的な研修もよいが、ロールプレイやワークショップなどグループで行う研修があってもよいのではないか。アンケートにも、相談できる体制があると良いなどの意見があるが、虐待事例を鑑みると、仕方がなかったという職員の思いもあると思う。そのような思いをグループ内で言えたら良いと思う。私の施設ではどちらかというと精神障害者を対象としているが、発達障害者などに何を言っても理解してもらえないとき、ふざけるなどという思いが職員に出ることもあるだろう。グループで話すと、様々な対応策を共有できる可能性がある。

(部会長)

案内については、年間計画ということか。

(酒井委員)

大まかに対象者や内容、時期がわかればよい。それがわかればどの職員をどの研修に出せばよいか見通しが立ちやすい。

(事務局)

研修の骨組みを変えたこともあり、今年度計画をしっかりと示せなかった。その反省を踏まえ、今回の部会で大まかな方向性を示し、御意見を頂いたうえで、翌年度第一回目部会にて詳細な形でお示しし、年間計画としてお知らせしたい。

(大橋委員)

派遣型研修について。身体障害者施設の場合、県の 20 施設が加盟している千葉県身体障害者連絡協議会があり、協議会内で研修を行っている。そのような研修にも講師を呼んで、派遣型研修として行ってもらえるのか。

(部会長)

基本的に、この派遣型研修は施設からなかなか外に出られない方を対象としている。各法人の協議会、団体については、それぞれ検討頂くことを念頭に置いていたと思う。

(事務局)

部会長のおっしゃったとおりであるが、来年度、派遣型研修については考えを変え、県の障害者虐待防止アドバイザーとの兼ね合いを考えたい。今の御質問については、御相談頂いたうえで改めて回答したい。

(大橋委員)

24 時間開いている事業所だと、研修に施設職員を集めるのが難しい。改めて要望したい。

(川村委員)

事例集の作成に関わってきたが、研修の中でこの事例集を使用する予定はあるのか。読み手が虐待について気が付いたり考えたりする切っ掛けになるといいという方針のもとに作成した。研修でグループワーク等行う際、ぜひ活用してほしい。

(事務局)

検討する。

(部会長)

今、袖ヶ浦の虐待事件について、逮捕・立件された元職員の裁判員裁判が行われている。傍聴に行った方々のお話を伺うと、養育園の第2寮では、職員が内部、外部の研修に出ることはなく、職員だけで内部マニュアルを作成、継承している。内容は、「人の見ているところでは殴るな」「声をあげられる奴は殴るな」「傷が外に残るような殴り方をするな」などであった。そのようなマニュアルが内部で作られるまで、職員を追い込んでしまうのは良くないので、職員が相談しやすい場所を作ることや、内部マニュアルの発見の仕方など、研修の内容を今後考えた方がよいのではと思う。

(長谷川委員)

市区町村のケースワーカーは対象者が障害者かどうか良く解らず、対応に苦慮することがある。この研修の仕組みだと、ケアワーカーは障害者を直接担当してないので、研修対象から漏れていると思うが、障害者の多くが生活保護を受給しているだろうから、ケアワーカーと接する機会が多くなっていることが推測できる。生活保護の担当職員が研修を受けられる場所はないと思うので、そのような職員を守る仕組みを考えて欲しい。

(部会長)

派遣型研修の中で、利用者向けの研修があってもいいかもしれない。

③その他

特になし